

自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

NO.48 (2024.10.23)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

目次

- ①南の島 P1
- ②「核」廃絶 P2
- ③今につながる国鉄闘争 P2~3
- ④東大和市情報公開・個人情報保護審査における意見陳述 P3~5
- ⑤2024「平和市民のつどい」におけるチラシ配置拒否事件 P5~7
- ⑥「日本人拉致問題」に関する2冊の本 P7
- ⑦日本学術会議の法人化に反対する P7~9
- ⑧違憲・大軍拡の政治方針に「NO!」を突きつけよう P9~10
- ⑨因縁の廃プラ施設 P10
- ⑩後記・案内 P10



「自由と人権」HP

ご自由にお持ちください



南の島

—知られざる死に—

金時鐘

肌が 黒いので
斑点も 目立ち は しなかつたろう

髪が ちぢれて いるので
抜毛も 気には とめなかつたろう

臓腑の 胃液までを 吐きつくし
ただれた 大のように 死んだとしても

これら 太陽の子は
人間の罪として とがめはしなかつたろう

耳目の 外の
遠い 島々の 名もない人たち

誰が この人たちの 放射能を 測ってやるのだ？
誰が この人たちの 嘆きを聞いてやるのだ？

代償のない モルモットよ
限られた世界の中で 禱りをあげるな

太古然たる その弔いに
打ちあげられた 魚の 白さが目にしみる

ああ せまい 地球の さ中で
アイクよ ダレスよ

ビキニ島は 余りにも東洋に近く
余りにも アメリカに 遠い

〔詩集 地平線』よ(S)〕

金時鐘(キム・シジョン)

1929年(旧暦1928年12月)朝鮮釜山に生まれ、元山市の祖父のもとに一時預けられる。済州島で育つ。48年の「済州島四・三事件」に関わり来日。50年頃から日本語で詩作を始める。在日朝鮮人団体の文化関係の活動に携わるが、運動の路線転換以降、組織批判を受け、組織運動から離れる。兵庫県立湊川高等学校教員(1973-88年)。大阪文学学校特別アドバイザー。詩人。

(『金時鐘コレクションI』(藤原書店)「著者紹介」より)

在日朝鮮人である金時鐘さん(上記参照)がピキニ環礁での核実験によって被ばくさせられた現地の人びとへの共感と、アメリカ帝国主義者への抗議をうたったものだ。そこには差別されてきた自身の思いも重ねられている。

わたしたちにとって、ピキニ島は、そして朝鮮半島は、アメリカに比べて「余りにも近い」だろうか。

「核」廃絶

静岡県焼津港所属の遠洋マグロ漁船第五福竜丸がピキニ環礁でアメリカの水爆実験によって被ばくさせられたのが1954年3月1日、被爆によって長久保山愛吉さんが約半年後に亡くなっている。今から70年前だ。アメリカは今になっても長久保山さんのしを被爆のものとは認めておらず、謝罪すら行っていない。

広島・長崎の原爆関連の記事がアメリカ占領軍のプレスコードによって発表が禁じられていたため、被爆者は声を上げづらい状況にあり、かれらへの偏見と差別がより増したことは否めない。しかしこの事件をきっかけに原水爆反対運動の大きな盛り上がりとなり広がりを持つようになった。

第五福竜丸の被爆は「ピキニ事件」として知られているが、同時期高知県マグロ漁船もピキニの海で被ばくさせられていることも忘れてはならない。

さらに、1958年に海上保安庁の測量船と巡視船がピキニ環礁でアメリカの水爆実験により被ばくした事件もある。翌年、乗組員の1人が急性骨髄性白血病で死亡したが、日本は被ばくの影響とは認めていない(今年9月にNHKが「第4の被ばく」として配信)。そればかりではない、核実験が行われたピキニ環礁をマーシャル諸島の人たちも被ばくによる健康被害を受けている。

世界の「ヒバクシャ」の取材を重ねてきたフリージャーナリストの豊崎博光さんは、「日本人は、75年前に不幸にも広島・長崎で原爆被害にあった人たちと自分は違うと思いがちだが、私たちはみなヒバクシャです。核実験や原発事故により、地球規模で放射線は流れているのに、自分は被ばくしていないと思っている」(朝日新聞デジタル2020年8月9日)と語る。

ヒロシマ・ナガサキの被ばくの特異性は歴史的な文脈において重要だが、一方でこのような認識も必要であろう。豊崎さんの『写真と証言で伝える 世界のヒバクシャ』(すいれん舎)全3巻は必読の書である(廉価ではないので、図書館などで借りて読むことをお勧めします)。「第1回核被害者世界大会」(1987年9月)の「先住民族ウラン・フォーラム」では、「世界の2億5000万人の先住民族は核保有国と原子力産業によるウラン採掘と精錬、原子力発電、核実験、核廃棄物の処理のすべての過程で被害を受けている。しかも救済は全く行われていない。それは、われわれ先住民族にとって虐殺に等しい。われわれは母なる大地とともに暮らしており、母なる大地を愛す。核燃料・核兵器製造サイクルの先端である採掘をただちに止めよ。人間に害を与えるウランは母なる大地に眠らせておけばよいのだ。」という宣言を決議したと同書は伝えている。

核兵器も原発も人が作り出したものではあるが、今やこれを完全に廃絶することが人類の課題となっているという自覚が必要だろう。

今につながる国鉄闘争

国鉄闘争関連の書籍、2012年12月に二瓶久勝『国鉄闘争の真実: 共闘会議議長としての総括そして次の闘いへ』(スペース伽耶)と今年7月に出版された村山良三『JR 冥界ドキュメント 国鉄解体の現場・田町電車区運転士の日』(梨の木舎)を読んだ。同じテーマを扱いながらも、書かれている内容もその書きぶりも異なるが、この2冊の本には共通するキーワードがある。それは「中曽根康弘」。国労をつぶし、ひいては総評、社会党を解体させ、その先に憲法改悪を狙う国家的不当労働行為(『国鉄闘争の真実』「闘う闘争団の結成」48頁)の張本人、中曽根元首相である。

占領軍主導の戦後民主主義が数年で反共戦略に転換され、軍国主義日本の政財界人が公職追放を免れて復活し、A級戦犯を含む戦争犯罪人が保釈された。非武装憲法のもとに「軍隊」が復活し、旧日本帝国軍人が社会的に返り咲いた。戦前・戦中に富を築き、権力をほしいままにした者たちが再びその座に舞い戻った。そのような流れの中に岸信介や中曽根康弘もいる。この流れは安倍信三に引き継がれ、今や憲法は骨抜き状態にされ、改悪は目前に迫っている。

かれらによって生贄にされたのが国鉄労働者であるとも言える。右翼マスコミによって「ヤミ手当・カラ主張」攻撃で不当にも国賊扱いにされ、民営化やむなしの先鞭をつけられてしまった(マスコミ攻撃によって世論を手繰る手法はその後も七尾養護の性教育非難にも用いられた)。

国鉄民営化に対し、ぼくは組合の求めに応じて集会などに参加していたに過ぎない。その程度のかかわりではあるが、そもそも国鉄分割民営化(公共の財産である国有鉄道を民間資本に売り渡すこと)には理がないと考えていた。民営化路線はその後も引き継がれ、三公社五現業もほぼ民営化、または独立法人化されてしまった。小泉政権になって労働者雇用まで自由化されてしまった。「自由化」とは労働者にとってのそれではなく、雇用者(資本)にとって自由に使い捨てられることを意味する。

『国鉄闘争の真実』の筆者は国労組合員ではない。民間会社の組合執行部の一員であり、国鉄闘争中央共闘会議事務局長を経て(辞め)、国鉄闘争共闘会議議長となった二瓶氏が、国労運動の経過を振り返り、総括したものである。

一方『JR 冥界ドキュメント』は、その名の通り田町電車区に所属していた国労組合員が受けた国労差別、暴力的な嫌がらせ、日常的な不当労働行為などをリアルな筆致で再現しているドキュメンタリーである。筆者の村山良三氏は、元電車運転士であるが、その職からは完全に干され、無為、無益と思わされるような労働に従事させられている。時計とにらめっこするような毎日であり、その上差別、挑発、嫌がらせをうける。それを淡々と表現するエネルギーは、国労組合員としての自尊心であり、崩壊してたまるかという怒りであろう。村山氏が新日本文学会会員であり、井上光晴「文学伝習所」二期生であることも納得できる。

関心のある方は手に取ってみてはいかがだろうか。



【報告】

東大和市情報公開・個人情報保護審査における意見陳述

2か月も前の話になってしまいますが、東大和市で行われた情報公開・個人情報保護審査会に係るわたしの口頭意見陳述について報告します。

初めに本件「情報公開請求法に基づく審査請求」について説明しておきます。情報公開法(行政機関の保有する情報の公開に関する法律)に基づいて行政に情報公開した際、その決定(不開示・部分公開)に対し不服があった時に当該行政庁に審査請求することができます。本件の場合は2021年の東大和市中央公民館長によるチラシ配置拒否事件に関し、東大和市代理人弁護士からの訴訟事務委託契約に基づく報酬金請求書・これに対する支出命令票・歳出伝票一覧表の公開請求に際し、訴訟事件番号・請求者陰影・振込先銀行名、および口座名・口座番号が不開示(墨塗り)となっていたことから、これを不当として審査請求をしたものです。

なお、不開示の部分のすべてに対して審査請求したのではなく、訴訟事件番号・振込先銀行名についてののみ不当であると主張しました。事件番号については審査請求人自身に関わるものであり不開示にする意味がないこと、

銀行名については不開示理由の拡大解釈であるとの理由からです。

8月21日午後6時30分から東大和市役所会議棟第4会議室で開かれた東大和市情報公開・個人情報保護審査会（以下、「情報公開審査会」と記す）の意見陳述に出席していたのは以下の面々。審査委員定数5名のうち4名出席しており、審査会自体は成立しました。審査委員は次の面々です。渡邊眞一委員長・池浦慧・渡邊隆（以上弁護士）・池谷一（行政経験者）。他に審査会事務局として総務部総務課職員3名、審査庁として教育委員会職員2名、処分庁（当該の部分開示を行った部署）として東大和市立中央公民館長、そして審査請求人としてのわたしの12名でした。

処分庁（東大和市立中央公民館長）と審査請求人は入れ替えに会議室に入った（同室することはなかった）ので、常時参加者は11名ということになります。

審査請求人として、初めに参加している審査委員名の控えを取りたいという要請をしました。委員会としてもこれは断ることはできません。なお、審査委員の名前は市のHPで公開されているのですが、実際に誰が参加しているのかを確認しておきたかったのです。

更に請求人からこの会の記録はとるのか、記録は請求人にも配られるのかと質問。審査会事務局の総務課長から、非公開なので記録はとらず、配布もしないような発言がありましたが、公文書として記録はとる必要があるのではないかと聞いたところ、記録はとるが配布はしないと訂正しました。続けて、非公開とはいってもそれは審査会のことであって、意見陳述について特段の定めはないだろうし、請求人本人以外は参加していないのだから配布してはどうかと水を向けても、審査会の一端としての陳述なのだからと応じることはありませんでした。

本人が参加しているのに本人にその記録を見せない、配らない。このおかしさが分かっていないのです。ほとんど「お笑い」の世界と言えます。そもそもこのことなのです、本件の審査請求に至った理由は、本人に関わる情報であるにもかかわらず、墨塗りする。東大和市情報公開条例では個人に関する情報を公開しないことになっています（同条例7条2号、情報公開法では5条1号に当たります）。しかし、同条には「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とあり、本人に関する情報はこれに含まれないとするのが相当です。

しかし市はそのようには考えません。情報公開の申請主体について同条例では制限を設けていないことから、本人に関わる情報であっても非公開とするという立場をとっています。つまり「ただし、申請者本人に関わる情報を本人が申請する場合を除く」のような文言がないから非開示だということです。情報公開法についても、国は同じような立場をとっています。しかしこれは、よく考えればおかしいことなのです。

同条例に申請主体について制限を設けていないことが、なぜ本人に関わる情報の非開示に結び付くのでしょうか。「申請主体についての記述なし」→「情報非開示」には論理的な飛躍があります。申請主体がその情報に関わる本人である場合、個別具体的に判断すればよいことです。そのような情報を本人に公開したとしても本人の権利利益の侵害に当たることはない。

しかし現実には「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の条文は視野に入れず、個人情報は一律に非公開とする。国の方針もこの方向同じです。ひどいものになると、「同号（情報公開法第5条1号）本文該当性を判断するに際しては、プライバシーの侵害の有無を考慮することなく、特定の個人を識別することができるか否かという観点から判断すれば足りるというべきである。」（※カッコ内は引用者 東京地裁民事38部2003年9月16日判決）もあるくらいです。

最高裁第3小法廷2001年12月18日判決では、①個人情報保護制度が採用されておらず、②情報公開条例に本人開示を認めない規定がなく、③本人開示が個人の権利利益を侵さないのであれば情報の非開示をすることはできないとしています。個人情報保護制度が採用されていれば、同法で情報開示が可能であるという趣旨であろうと思われませんが、本件のように個人情報そのものではなく、本人に関わる情報の場合、個人情報保護法で開示請求することはできません。なお課題は残ります。

口頭意見陳述は上記のようなドタバタで終わりましたが、後日、記録の閲覧を要諦すると、審査請求人が主張したことのメモのようなものを渡されました。中を見てびっくり、わたしの言ったことと正反対のことが書かれているではありませんか。

更に後日、「口頭意見陳述記録訂正要求」なるものを作って提出しました。そもそも音声記録を聞いてこのメモ

を作ったというのですが、文字化したとたんに音声データを消去してしまったとのことで、またまたびっくり。音声データの保存期間についてもきちんと定めるようにと合わせて要請しておきました。

かくのごとく、意見陳述の手順やデータ保存を代表格に、又ケ・オチが多く、緊張感もなく業務にあたっていることが透けて見えました。その背景には審査請求する事例が少ないこともあるのですが、だからと言って許されることではありません。

法令順守が徹底されるべき役所での緊張感のなさが、住民訴訟に持ち込まれるような違法な弁護士報酬の支払いを招いているのであらうと改めて実感したところです。



2024年「平和市民のつどい」におけるチラシ配置拒否事件

わたしたち「サンホセの会」（正式名称：「コスタリカの首都サンホセと東大和市の平和友好都市協定を実現する会」）は2018年に東大和市で開催した「コスタリカの軌跡」上映会をきっかけに誕生しました。コスタリカの首都サンホセ市にある、今は国立博物館として使われている建物は、1948年の内戦時には陸軍司令部の要塞であり、その壁面にのこる銃弾跡が東大和市の戦災変電所（旧日立航空機立川工場変電所）の壁面の機銃掃射跡と重なって見えたこと、また憲法で軍隊を保持しないことを定めているコスタリカと日本という共通性からこの会の発足となったものです。そのため、当会は発足当時から戦災変電所に強いこだわりを持ってきました。

東大和市は2004年から平和市民のつどい（以下「つどい」）を開催しており、今年で第20回目になります。

サンホセの会では、会発足の経緯が戦災変電所と深い関わりがあることから、2022年の第18回「つどい」より、会のパンフレットを置くスペースを確保させてもらい、翌年第19回では、東大和市民に向けたコスタリカ共和国大使の平和のメッセージ（サンホセの会として依頼）を紹介してもらうなど、「つどい」への働きかけを行ってきました。今年も「つどい」に向けて、東大和・戦災変電所を保存する会と共に会の紹介コーナーや会のテントの確保をお願いしてきました。ところが市は、納得できる説明もなくこの件を拒否し、その一方で、来年は市民参画の方向で考えるという矛盾した回答を示しました。

当会として要請していた大使の招請、またはメッセージ発出の依頼についても、市と同国との交流の交流実績がないとして拒否されてしまいました。戦災変電所、そして東大和市の価値の向上を最優先で考えるべき市長として、全く理解しがたい回答でした。

当会では、一地方自治体である東大和市が主体となって「つどい」を開くことを高く評価するものです。しかしそれだけでは、市民は「お客」としての関わりでしかしくなく、平和に対する市民の主体的参加とはなりません。それゆえ一市民団体として「つどい」に関わってきたわけですし、更なる市民参加を求めてきたところです。

その後急遽、酷暑の中での屋外開催が見直され、今年は市民体育館内での実施に変更されました。このことにより、当会などが要請していたことがすべてご破算になる合理的な理由はありません。わたしはサンホセの会の代表として、東大和市の対応、とりわけサンホセの会チラシ配置拒否について不当な行政処分であると主張し、行政不服審査法に基づく審査請求を7月30日、東大和市長に提出しました。

「審査請求の趣旨及び理由」には次のように書きました。

サンホセの会では、2022年度、及び2023年度の「つどい」において、所管課の許可を得て同会場内の（署名活動・チラシ配布などを行う）テントの一面をお借りし、本会チラシ配置と活動を紹介をするコーナーを確保させていただいてきた。これは東大和市の行う「つどい」が、当会の設立趣旨と同じように戦災変電所に由来するところから、ご理解を得たうえで場を提供されてきたものと理解している。また、

この2年間で特に問題となるような事態が発生した事実もない、市の平和活動に支障となるような事象があったとも聞いてはいない。

しかるに本年度については、一方的にこれを認めなかった。その合理的な理由もいっさい示されていない。

しかも本年についてこれを認めなかったのは市長自身の意向であるとの説明を、教育部長、及び所管課長から口頭で受けている（「審査請求に係る処分があったことを知った年月日」記載の通り）。

市長の対応は、行政行為の一貫性と公明・公開性を欠き、恣意的行政運営と行政権力濫用を疑いがあり、表現の自由をある極めて問題の多い処分である。

なお、「つどい」の設営・運営は実態的には教育委員会生涯学習課が所管であるが、本件審査請求に至った行政処分の意思決定は市の管理者、すなわち市長であるところから、また、同事業の主催が東大和市であることから、提出先を東大和市長としたところである。

これに対し東大和市からは同年8月29日付で「却下」の裁決書が送られてきました。その内容は行政不服審査法第1条2項の行政処分には当たらないというものでした。

しかしながら、これまで2年間平穏に行われてきたサンホセの会案内チラシの配置が合理的な理由なく、市長の一方的な判断によって本年度になって認められなかったことは、同氏の恣意的な判断というほかなく、公権力の濫用をなすものです。また2年に渡って実施されてきたチラシ配置の既得権を侵すものである到底認められません。市長の行為は、同法第1条にある「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為」であり、これを正すことこそ同法同条にある「国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保すること」となるものです。

同裁決書には「教示」として、「この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、東大和市を被告として（訴訟において東大和市を代表する者は東大和市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。」とあります。行政訴訟であれば霞が関までいかねばなりません。損害賠償請求であれば東京地裁立川支部でも提訴できます。その時効は損害及び加害者を知った時から5年（民法第724条1号）です。十分検討したのち対応を考えたいと思います。

（以上の文章はアサココ（2024年10月17日号）に掲載するために「2024年「平和市民のつどい」（東大和市）について」として書いた原稿に手を加えたものです。）

【付記】「一部敗訴」

東京新聞の2024年9月11日に右のような「本音のコラム」が載っていました。理解しがたいことですが、長崎には「被爆体験者」と「被爆者」がいます。被爆者は被爆者援護法により被爆者健康手帳が交付され医療費が免除されますが、一方体験者には手帳の交付はありません。この裁判は被爆体験者が被爆者健康手帳の交付を求めて提訴したもので、原告44名のうち15名に手帳の交付が認められたというものです。であるから原告にとって全面勝訴ではなく「一部勝訴」であるとしたもの。

上記の記事とは直接の関連は全く関係ありませんが、「一部勝訴」という言葉から思い起こしたことがあります。それは2021年の東大和市中心公民館長によるチラシ配置拒否事件の判決に関し、和地東大和市長は「一部敗訴」という言葉を使ってこの訴訟の結果について議会答弁をしていたことです。

本音のコラム
一部勝訴とはこれいか
に。9日、長崎被爆体験
者訴訟(国が指定した被
爆地域外にいたために被
爆者に認定されない長崎
の「被爆体験者」が被爆
者健康手帳の交付を求め
た)の判決が出た。
長崎地裁が被爆者に認
定したのは44人中15人。
ゆえに一部勝訴。判断を
分けた要因は黒い雨が降
った地域かどうかだとい
う。雨は認める。灰はタ
メ。そんなバカなだ。
7月28日の本紙「こち
ら特報部」が報じ、ドラ
マでも描かれたように、
朝ドラ「虎に翼」主人公
のモデルになった三淵嘉
子さんは1955年に始
まった原爆裁判(広島と
長崎の被爆者が原爆投下
は国際法違反だとして国
に賠償を求めた)に裁判
官として関わった。
63年の判決は原爆投下
を国際法違反と断じ、被
爆者救済の必要性を訴え
るも、それは裁判所では
なく国会と政府の職責だ
として原告の請求を棄却
した。原告側には立ちは
はり一部勝訴である。だ
がこの判決の意義は大き
く、68年の原爆特別措置
法を経て94年には被爆者
援護法による原爆症認定
制度が設けられた。
なんだけど、国の対応
は迅速とはいえず、この
たびの判決も2021年
に広島高裁が下した「黒
い雨」訴訟の判決(黒い
雨に遭った可能性のある
人を広く被爆者に認定す
る)より後退している。
これは政治判断の出番だ
ろう。一部ではなく全員
を救済する。それが国の
職責だ。(文芸評論家)

2024.9.11

チラシ配置を拒否した行政対応が行政手続法第 7 条違反である（市の対応が違法である）と判断されたのだから、実質的には「全面敗訴」という認識に立たねばならないところ、「一部敗訴」としたのは、損害賠償金額が請求 10 万円であるところが判決では 9 万円になったことをもってこのように表現したということになります。しかしこのような答弁は行政の責任者としていかなるものでしょうか。損害賠償金額の減額にのみ焦点を絞ることによって、行政手続法違反が認定された事実をあいまいにしようとしている意思が推察されます。これは行政行為の違法行為に対する認識の欠如を表すものであり、けして適切と言えるものではありません。

わたしは、このことが 2024 年の平和市民の集いにおける東大和市長によるサンホセの会案内チラシ配置拒否に繋がっており、その源となっていると考えています。



「日本人拉致問題」に関する 2 冊の本

2002 年 5 月日朝首脳会談（平壤）において朝鮮民主主義人民共和国の金正日朝鮮労働党委員長が日本人拉致を認めた時、ぼくにとってはそのこと自体が思いの外のことであり、もし本当だとすれば、国内の左派やりベラルと呼ばれる運動や主張にとって重大な足かせになるのではないかと考え、暗い気持ちになったことを覚えています。

日本人拉致問題といっても、当初は国内右派による共和国への為にするデマ、虚偽宣伝ぐらいにしか考えていませんでした。そもそも情報量が圧倒的に少ないこともあったし、自ら情報を得ようという努力を怠っていたこともありました。

いまさらながらですが、太田昌国『拉致異論—あふれ出る「日本人の物語」から離れて—』（太田出版）と蓮池透・太田昌国『拉致対論』（同前）を読んでみました。太田氏もやはり同様の危惧を感じていたようです。太田氏が違うのは、共同宣言以前から丹念に事実と記録を丹念に検証し、発信を続けてきたこと。それが『拉致異論』として結実しているといつていい。ここから教えられることは多い。

右派はこの事実を声高に叫び、鬼の首でも取ったように集会や言論の場で旧社会・共産党系の人びとに対して罵詈雑言を浴びせかけました。だからと言って左派と呼ばれる人々は時々の課題で取り組みをやめることはなかったと思うが、自分に関して言えば、この件に目を背けようとしていたことは否めません。

ただし、朝鮮学校への補助金停止についてだけは疑問に感じていました。拉致問題や共和国のミサイル発射を口実にして補助金をカットするというのは倫理的にも論理的にも間違っています。それは拉致問題解決にも繋がらず、むしろ解決を遠ざけるものでしかないでしょう。もし仮に、こんなことで社会的共感を得られるとすれば、その社会そのものの在り方が偏っているとぼくは思います。

このことはこの 2 冊の本では触れられていませんが、補助金停止に影響を与えていたのが、「家族会」や「救う会」の制裁一辺倒の姿勢であることは間違いのないでしょう。

日本人拉致問題が話題になる時とき、必ずと言っていいほど持ち出されるのが強制連行、従軍慰安婦問題です。日本はかつての植民地政策を公的に謝罪も賠償もせず、1965 年、時の政府間の合意だけで日韓条約締結を締結しました。しかもこの時韓国は軍事独裁政権でした。条約による経済援助でその後の韓国は発展を遂げたが、民衆の不満は取り残されました。しかし共和国とはそのようなアリバイ的な清算すらしていないのです。

太田氏が言うように、日本人拉致問題と戦後補償と謝罪の問題を同列には語れないし、「相殺」すべき課題でもありません。拉致問題を根本的に解決するには、日本による植民地支配の責任を認め、国交樹立と適切な賠償を実施することが避けては通れないことも事実です。太田・蓮池氏が合意するように、少なくとも制裁を科すことによって解決する問題ではないことは確かでしょう。



日本学術会議の法人化に反対する

同じ理由で学術会議も法人化の方向を危惧し、反対しています。会員の任命に関して、政府の言う（外部の政権や経済界からなる）「選考助言委員会」が設置されれば独立性が侵される恐れが増大します。また法人化になれば予算も削減され、自ら民間資金を得るよう努めねばなりません。そうなれば自立性・独立性が保たれなくなるのは目に見えています。学術会議は国の機関としてこれまで通り存続させ、予算措置も十分に行う必要があります。

これらのことは学術会議側も指摘している通り、国立大学の法人化ですでに実証済みのことです。前ページの記事（2024年10月18日東京新聞）がその象徴です。国立大学に設置が義務付けられた「運営方針会議」なるものが大学の自治を侵し、大学の研究・教育に関わる意思決定を政財界のゆだねるものとして京大教組が反対しているのです。このこと自体もとんでもないことですが、これとまったく同じことが学術会議でも起こり得ます。

また、第26代京都大学総長であり、第29代日本学術会議会長も経験された山極寿一さんも『京大というジャングルでゴリラ学者が考えたこと』（朝日新書）でも語っていますが、2004年の国立大学の法人化後、運営費交付金の削減があり予算面でひっ迫し、研究・教育の自由がどんどんなくなっていったとのことです（同書についてのインタビュー動画（主に前半部）が右のQRコードからも見られますので是非ご覧ください）。『…考えたこと』では国立大学の法人化の問題について「一、国立大学が危ない」で語られていますので、それだけでも読んでもらえればと思います。



山極さん動画

時の政権にとって耳の痛い指摘をされるからと言って国家機関から排除するなど、「なんと了見の狭いことよ」とも言いたくなりますが、この問題の核心はそのような点にあるわけではありません。少しきつい言い方になりますが、学術会議法人化の問題は、軍事研究反対の姿勢を崩していない同会議を変質させようと企みと言えます。すなわち、軍拡路線の一環として、大学における軍事研究に道を開こうとしている現政権にとって障害となる学術会議を変質させることが法人化のねらいです。このことをしっかり見据えたいので、市民も一体になって学術会議の法人化に反対していく必要があります。



違憲・大軍拡の政治方針に「NO！」を突きつけよう — 沖縄に目を向けることから —

衆議院が解散され、総選挙は15日公示、27日投開票となった。「裏金解散」といわれ、政治と金の問題が争点であるといわれている。確かにこの問題は大きく、連立第一与党の金権体質を糾弾し、同党を政権の座から引きずり下ろす、それがかなわないまでも議席を大幅に削減させるにはまたとないチャンスだ。しかし、安倍政権から岸田政権で進められてきた違憲政治、大軍拡、非正規雇用の増大には、同党と手を携えて政権を構成していた連立第二与党の存在も忘れてはならない。

違憲・軍拡方針に関して言えば、石破政権も、安倍政権を引き継いだ「擬似安倍政権」ともいうべき岸田政権の政策を継承すると言っている（10月4日衆参本会議所信表明演説）。沖縄をミサイル基地化し、再び戦禍の危機に陥れ、本土の各地にも弾薬兵器を蓄積、増強し、戦時体制を築こうとしている。そして憲法改悪は第一与党の党是である。

軍拡増税は今のところ行われていないが、国の財布は限られている、目立たないところで文教・医療費、社会保障費などにしわ寄せがくるだろう。異常な軍事費高騰がなければ、防災、復興、民生予算に今以上の十分な予算配分が可能なのだ。

今般の総選挙は、第一与党の裏金問題以上に、憲法をないがしろにし、大軍拡の推進してきた連立与党政権の是非を問う選挙でなければならない。政権与党ばかりではない。ウクライナ戦争や「台湾有事」を口実に軍事国家化を認めているエセ野党に投票しないことはもちろんだが、第一野党にも同じ手合がたくさんいる。これらをきちんと峻別して投票しないととんでもないことになる。憲法をその名に冠しているからと言って安易に投票することは避けねばならない。

裏金問題にだけ目を奪われることで、違憲、大軍拡の政治姿勢を認めることになっては元も子もない。そのためには沖縄の今に目を向けることが必要だ。戦後一貫して米軍基地が押し付けられている沖縄、これを含む琉球諸島

を民意無視で自衛隊の軍事基地化し、ミサイルを持ち込み、島人を危機に陥れている。本土も例外ではないが、沖縄には目に見える形で危機が迫っている。これを認めるのか否かを考えれば、自ずと結論は出る。沖縄の問題を自分たちの問題として捉えた時、はじめてこの選挙のリアルが見えてくると言ってもいい。

「争点は政治とカネだ、総選挙 開票すれば軍事国家化」になってはいけない。



因縁の廃プラ施設

うちのマンション（わが家は3階）から南側を見るとつものない高い煙突が立っている。これが小村大（小平・東大和・武蔵村山）衛生組合の所有するごみ焼却施設の煙突である。その左わきに高さの四角い建造物が立っている。こちらが今建築中の新ごみ焼却場の煙突である。新焼却場の煙突は実際には60m弱あるのだが、100m煙突と比べると、ほとんど当家からは水平の位置に見え、そのまま煙やチリが飛んできそうな感じがある。

小村大衛生組合が、小平市中島町にある稼働年数限度を超えたごみ焼却場の建て替えを進めているのだ。完成は2025年で、その年から稼働を予定している。

この焼却施設建て替えに絡んで、東大和市桜が丘に建設されたのが廃プラ施設（資源物中間処理施設）。焼却場に持ち込むゴミを少しでも少なくするため、再生可能なプラスチックなどを集荷し出荷するためとして計画されたのがこの施設だ。

この廃プラ施設が建設される場所が問題だった。南隣には高齢者福祉施設があり、道を挟んだ反対側には大型ショッピングセンターやマンションもある。飛散物質や騒音、交通量の増加など様々な問題が指摘され、反対「運動」も起こった。しかし地域住民の納得が得られないまま工事は強行され、2019年に開設された。

これを中心となって進めてきたのが当時の松本幹男環境部長である。当時市議会議員であった和地仁美議員は施設建設推進の立場から市の見解などを自身の「レポート」で紹介し、これを代弁していた。その和地議員が現在の東大和市長であり、松本部長が副市長となっている。

行政のチェック機能を果たすべき市議会の議員が市当局と一体になって建設推進に一役買うなどのことも異常だが、過去には廃プラ施設建設反対の陳情が市議会で採択された（2017年9月）経緯もある中で、これを強引に押し進めた尾崎前市長の推薦を受け和地議員が2023年市長選を制し現市長となったという、なにかと因縁のある施設である。



【後記】今号は時々書き散らした文章を張り付けました。それが総てではありませんが、パッチワークのような体裁になってしまいました。少しでも関心・興味のあるものだけでも読んでいただければ幸いです。そして、ご意見などもお寄せいただければとても嬉しいです。／近頃とみに身体を動かすことが苦痛になってきました。心肺機能の衰えとわかっていますが、やりたいことが山ほどあって動かないわけにはいきません。スーパーカブを相棒の「シニアカー」として、あちこちに出かけています。これ、冗談ではありません。



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。